

訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出書

※太枠内をご記入ください。

届出日： 令和 年 月 日

1 届出者

介護支援専門員名	
事業所名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

2 対象利用者

被保険者番号										
被保険者氏名										
住所 ※〇丁目まで記入	府中市			町				丁目		

3 届出理由等

当該ケアプランの 作成月	令和 年 月					
届出区分	新規作成 ・ 更新認定後初回の作成 ・ その他()					
生活援助を位置付けた回数	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	基準の回数	27回	34回	43回	38回	31回
	計画上の回数 (該当の介護度の欄に記入してください)					
届出歴	初めて ・ 2回目 ・ ()回目					
基準以上となった理由						
※添付のケアプランで詳細の確認が取れる場合は、概要のみ記入。						

4 添付書類 ※次の書類を添付してください。提出前に、✓を入れてご確認ください。

	ケアプラン(居宅サービス計画書) 第1表 ※利用者へ交付したもの。
	ケアプラン(居宅サービス計画書) 第2表
	ケアプラン(居宅サービス計画書) 第3表
	ケアプラン(居宅サービス計画書) 第4表
	ケアプラン(居宅サービス計画書) 第5表 ※生活援助が必要な理由の記載がある部分。
	ケアプラン(居宅サービス計画書) 第6表
	ケアプラン(居宅サービス計画書) 第7表
	基本情報(フェイスシート)
	課題分析表(アセスメントシート)

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出 手順等

【届出対象】

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けたケアプラン（居宅サービス計画書）を作成又は変更した場合に、市町村への提出が必要となります。

※作成又は変更したケアプランとは、利用者の同意を得て交付したケアプランを言います。

※生活援助中心型のみを算定している場合のみが対象となります。身体介護に引き続き提供される生活援助は含まれません。

【届出期限】

基準回数以上の訪問介護を位置付けたケアプランを作成又は変更した翌月末までに届出をします。なお、変更の場合、一度検証したケアプランについては、次回の届出は1年後でよいものとします。

【届出方法】

届出書及びケアプラン（第1表～第7表）等の必要書類を、次のいずれかの方法で提出してください。

- ・L o G o フォーム
- ・郵送
- ・窓口

【届出・問合せ先】

府中市福祉保健部介護保険課介護保険制度担当
〒183-8703 府中市宮西町2-24
電話 042-335-4031

参考：届出後の流れ

①提出のあったケアプランについて検証を行います。その際、必要に応じて担当ケアマネジャーへ詳細を聴取します。

②是正の必要の有無について、担当ケアマネジャーへ結果通知します。